# 大分県養育費確保支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 知事は、ひとり親（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）の養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費（以下「公正証書等作成経費」という。）及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第６条第１項又は第２項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものをいう。

（２）児童 二十歳に満たない者をいう。

（３）養育費 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 766 条第１項に規定する子の監護に要する費用をいう。

（４）公正証書等 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付対象者は、大分県内に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の各号に掲げる区分に応じ、次に定める受給要件の全てを満たす者とする。

（１） 公正証書等作成経費

ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者

イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者

ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者

エ 過去養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る補助金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金等を交付されていない者

（２） 養育費保証契約締結経費

ア 養育費の取決めに係る債務名義を有している者

イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者

ウ 保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結している者

エ 過去に養育費保証契約に係る補助金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、

給付金等を交付されていない者（前号の経費を除く。）

（補助対象経費及び補助率）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

（１）公正証書等作成経費

| 補助対象経費 | 補助率 |
|---|---|
| 公証人手数料令（平成５年政令第 224 号）に定められた公証人手数料（養育費の取決めに係る部分に限る。）、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る。）、裁判所に納付する連絡用郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用、その他知事が認めるもの | 10／10 |

（２）養育費保証契約締結経費

| 補助対象経費 | 補助率 |
|---|---|
| 養育費保証契約締結のために必要な養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費 | 10／10 |

２　補助金の額は、前項第１号及び第２号の経費ごとに、交付対象者一人当たり５万円を上限とする。

（交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日（令和８年４月１日以後の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和８年４月１日以後の日に限る。）の翌日から６か月以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。ただし、申請期限は、やむを得ない場合を除き、当該年度の３月１５日とする。

２ 前項の申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）公正証書等作成経費

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 補助対象となる経費の額が確認できる領収書等、書類の写し

エ 養育費の取決めを交わした公正証書等の写し

オ その他、知事が必要と認めるもの

（２）養育費保証契約締結経費

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 補助対象となる経費の額が確認できる領収書等、書類の写し
エ 養育費の取決めを交わした公正証書等の写し
オ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が１年以上のものに限る。）の写し
カ その他、知事が必要と認めるもの

（交付決定等）
第６条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類について速やかに審査し、交付の可否及び補助金額について決定するものとする。
２ 知事は、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金交付決定（確定）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
３ 知事は、第１項の審査の結果、補助金の交付が不適当であると認めたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）
第７条 知事は、前条第２項の規定による通知を行った場合は、申請者に対し、請求書（様式第４号）を提出させ、速やかに補助金を支払うものとする。

（申請の取下げ）
第８条 第６条第２項の交付決定通知を受けた者は、その翌日から起算して１５日以内に限り、申請の取下げを行うことができることとする。
２ 前項の取下げは、交付申請取下書（様式第５号）を知事に提出して行うものとする。

（決定の取消し）
第９条 知事は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く。）は、第６条第１項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）
第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
１ この要綱は、令和８年１０月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。